

## 「政務活動費の手引き」の一部改正について

### 1. 本市議会における政務活動費の現状と課題

本市議会の政務活動費は、議員 1 人あたり年間 120,000 円に会派所属議員数を乗じた金額を交付している。

各会派から提出される前年度の収支報告書を確認していると、一部の会派において、政務活動費を使い切るため、また購入品の次年度以降の使用も念頭に、当該年度末に大量に消耗品などの物品が購入されたと市民から疑念を招く支出が見受けられた。

また、改選前議員の任期満了を控え、昨年 10 月には、現在運用中の「政務活動費の手引き」に基づき、改選前の各会派に対し、政務活動費を充てて購入された備品や図書の帰属について協議を申し入れたところ、一部の会派からは、備品台帳に登録した備品は後継会派に引き継いだものの、その他議会事務局が引き継ぎ対象としたものは、帰属の協議に応じていただけなかった。

こうした現状を踏まえ、本市議会の政務活動費収支報告書は、毎年全ての領収書（写し）を市ホームページに掲載し、議会図書室でも閲覧できるよう、市民に公開しているところであるが、適正かつ計画的な執行と購入備品等の帰属について明らかにし、政務活動費の支出のより一層の透明性の確保が課題である。

### 2. 改正の趣旨

政務活動費の適正かつより計画的な執行及び購入備品等の帰属について明確にすることにより、政務活動費の支出における一層の透明性の確保と運用の改善を図るため、「政務活動費の手引き」を改正する。

### 3. 改正の概要

①政務活動費の年間の執行計画を把握するため、年度当初の交付申請時に会派又は議員から提出される政務活動費交付申請書（規則様式第 1 号又は第 2 号）に政務活動費年間執行計画書（別紙様式 1）を追加し、提出を求める。（5 交付の手続：2 ページ）

②当該備品を購入した会派が解散し、当該備品を引き継ぐべき会派がない場合又は当該備品を購入した議員が辞職又は任期満了で引き継ぐべき会派がない場合における当該備品の管理については、「別途協議するものとする。」を、「備品返納届（別紙様式 10）を議長に提出し、当該備品を返納するものとする。」に改める。（（3）備品の取扱いに関する基準⑦政務活動費を充てて購入した備品の管理及び帰属に関する基準中、ただし書き：10 ページ）

これに伴い、別紙様式に備品返納届（別紙様式 10）を追加する。

### 4. 施行日

令和 4 年 4 月 1 日から施行

## 年度 野洲市議会政務活動費年間執行計画書

年 月 日

野洲市議会議長 様

(会派)

会 派 名

会派代表者名 (署名)

(議員)

野洲市議会議員 (署名)

## 1 収支計画

## 【収入】

(単位:円)

項目	予算額	摘要
政務活動交付金	〇〇〇,〇〇〇	野洲市より (@120,000円×〇人×12月)
雑収入	0	普通預金利子
合計	〇〇〇,〇〇〇	

## 【支出】 野洲市議会政務活動費の交付に関する条例別表 (第7条)

(単位:円)

項目	予算額	摘要
調査研究費	〇〇〇,〇〇〇	会派視察 (@〇〇,〇〇〇円×〇人×1回)
研修費	〇〇,〇〇〇	研修参加費 (〇,〇〇〇円×〇人、交通費〇,〇〇〇円)
広報費	〇〇,〇〇〇	報告書印刷代 (@〇〇円×〇,〇〇〇枚×4回)
広聴費	〇,〇〇〇	報告会 (会場費〇,〇〇〇円、資料印刷代〇〇,〇〇〇円)
会議費	〇,〇〇〇	意見交換会 (@〇〇,〇〇〇円×〇人×1回)
資料作成費	〇,〇〇〇	コピー代 (〇〇〇円×12月)
資料購入費	〇,〇〇〇	政策に関する図書 (〇,〇〇〇円)
人件費	0	
事務所費	0	
合計	〇〇〇,〇〇〇	

## 2 主な活動・事業計画

- ①本年度は、「〇〇〇〇について」を会派のテーマとして、先進地への視察(勉強会)を実施し、野洲市における「〇〇〇〇について」課題解決の向け調査研究に取り組む。
- ②活動状況等について市民の皆様に報告に報告する。  
報告会年1回、会報発行年4回

別紙様式 10

年 月 日

野洲市議会議長 様

備品返納届

(会派)

会派の名称

代表者氏名

(議員)

野洲市議会議員

下記の備品を返納します。

記

品名	数量	取得年月日	理由

(処理欄)